

検定職種と学科等の対応関係（都道府県知事が実施する検定職種に限る。）

注意：本表は「検定職種に関する」についてその対応関係のみを示したものであり、受検資格の判断に当たっては、実務経験年数等の所要の要件を適切に確認することが必要である。

：本表のほか、職業能力開発促進法施行規則第64条の2第2項第8号、第64条の3第3項第3号並びに第64条の6第2項第2号及び第3項第3号の厚生労働大臣が指定する専修学校又は各種学校はそれぞれ職業能力開発促進法施行規則第四十五条の二第二項第九号等の規定に基づき厚生労働大臣が指定する専修学校又は各種学校を定める告示（昭和54年労働省告示第112号）の別表第3又は別表第4のとおりである。

※1 検定職種欄における番号は、施行規則別表第11の3の3において規定される検定職種順に便宜的に付与したものであり、いわゆる「職種番号」とは異なるものである。

番号 (※ 1)	検定職種	個別に判断される基準		学科の例
		学科試験	実技試験	
15	園芸装飾	「室内園芸装飾法」及び「観賞用植物の維持管理」	「室内園芸装飾作業」	園芸科 フラワーデザイン科 ガーデニング科
16	造園	「庭園及び公園」及び「施工法」	「造園工事作業」	造園科
18	さく井	「井戸一般」及び「施工法一般」	下記のいずれか 「パーカッション式さく井工事作業」 「ロータリー式さく井工事作業」	土木科 地学科
		又は下記のいずれか 「パーカッション式さく井施工法」 「ロータリー式さく井施工法」		
19	金属溶解	「金属溶解炉一般」	下記のいずれか 「鑄鉄溶解作業」 「鉄鋼溶解作業」 「軽合金溶解炉溶解作業」	や金科 金属工学科 機械科
		又は下記のいずれか 「鑄鉄溶解作業法」 「鉄鋼溶解作業法」 「軽合金溶解炉溶解作業法」		
20	鑄造	「鑄造一般」	下記のいずれか 「鑄鉄鑄物鑄造作業」 「鑄鋼鑄物鑄造作業」 「非鉄金属鑄物鑄造作業」	や金科 金属工学科 機械科
		又は下記のいずれか 「鑄鉄鑄物鑄造作業法」 「鑄鋼鑄物鑄造作業法」 「非鉄金属鑄物鑄造作業法」		
21	鍛造	「鍛造一般」	下記のいずれか 「自由鍛造作業」 「ハンマ型鍛造作業」 「プレス型鍛造作業」	金属工学科 機械科
		又は下記のいずれか 「自由鍛造法」 「ハンマ型鍛造法」 「プレス型鍛造法」		
22	金属熱処理	「鉄鋼材料の組織及び変態」及び「基本的熱処理法」	下記のいずれか 「一般熱処理作業」 「浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業」 「高周波・炎熱処理作業」	や金科 金属工学科 機械科
		又は下記のいずれか 「一般熱処理作業法」 「浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業法」 「高周波・炎熱処理作業法」		
23	粉末冶金	「粉末冶金一般」及び「粉末冶金製品製造法」	下記のいずれか 「成形・再圧縮作業」 「焼結作業」	や金科 金属工学科 機械科
		又は下記のいずれか 「成形・再圧縮法」 「焼結法」		

注意：本表は「検定職種に関する」についてその対応関係のみを示したものであり、受験資格の判断に当たっては、実務経験年数等の所要の要件を適切に確認することが必要である。

：本表のほか、職業能力開発促進法施行規則第64条の2第2項第8号、第64条の3第3項第3号並びに第64条の6第2項第2号及び第3項第3号の厚生労働大臣が指定する専修学校又は各種学校はそれぞれ職業能力開発促進法施行規則第四十五条の二第二項第九号等の規定に基づき厚生労働大臣が指定する専修学校又は各種学校を定める告示（昭和54年労働省告示第112号）の別表第3又は別表第4のとおりである。

※1 検定職種欄における番号は、施行規則別表第11の3の3において規定される検定職種順に便宜的に付与したものであり、いわゆる「職種番号」とは異なるものである。

番号 (※ 1)	検定職種	個別に判断される基準		学科の例
		学科試験	実技試験	
24	機械加工	「工作機械加工一般」及び「機械工作法」 又は下記のいずれか 「旋盤加工法」 「フライス盤加工法」 「ブローチ盤加工法」 「ボール盤加工法」 「中ぐり盤加工法」 「研削盤加工法」 「歯切り盤加工法」 「ホーニング盤加工法」 「マシニングセンタ加工法」 「精密器具製作法」 「けがき作業法」	下記のいずれか 「普通旋盤作業」 「数値制御旋盤作業」 「立旋盤作業」 「フライス盤作業」 「数値制御フライス盤作業」 「ブローチ盤作業」 「ボール盤作業」 「数値制御ボール盤作業」 「横中ぐり盤作業」 「ジグ中ぐり盤作業」 「平面研削盤作業」 「数値制御平面研削盤作業」 「円筒研削盤作業」 「数値制御円筒研削盤作業」 「心無し研削盤作業」 「ホブ盤作業」 「数値制御ホブ盤作業」 「歯車形削り盤作業」 「かさ歯車歯切り盤作業」 「ホーニング盤作業」 「マシニングセンタ作業」 「精密器具製作作業」 「けがき作業」	機械科
25	非接触除去加工	「非接触除去加工一般」及び「機械工作法」 又は下記のいずれか 「形彫り放電加工法」 「数値制御形彫り放電加工法」 「ワイヤ放電加工法」 「レーザー加工法」	下記のいずれか 「形彫り放電加工作業」 「数値制御形彫り放電加工作業」 「ワイヤ放電加工作業」 「レーザー加工法」	機械科
26	金型製作	「金型一般」及び「金型製作法一般」 又は下記のいずれか 「プレス金型製作・金属プレス加工法」 「プラスチック成形用金型製作・プラスチック成形法」	下記のいずれか 「プレス金型製作作業」 「プラスチック成形用金型製作作業」	機械科
27	金属プレス加工	「金属プレス加工法」	「金属プレス作業」	機械科
28	鉄工	「鉄工作業法一般」 又は下記のいずれか 「製缶作業法」 「構造物鉄工作業法」 「構造物現図製作法」	下記のいずれか 「製缶作業」 「構造物鉄工作業」 「構造物現図作業」	金属工学科 機械科 造船科 建築科 土木科

注意：本表は「検定職種に関する」についてその対応関係のみを示したものであり、受験資格の判断に当たっては、実務経験年数等の所要の要件を適切に確認することが必要である。

：本表のほか、職業能力開発促進法施行規則第64条の2第2項第8号、第64条の3第3項第3号並びに第64条の6第2項第2号及び第3項第3号の厚生労働大臣が指定する専修学校又は各種学校はそれぞれ職業能力開発促進法施行規則第四十五条の二第二項第九号等の規定に基づき厚生労働大臣が指定する専修学校又は各種学校を定める告示（昭和54年労働省告示第112号）の別表第3又は別表第4のとおりである。

※1 検定職種欄における番号は、施行規則別表第11の3の3において規定される検定職種順に便宜的に付与したものであり、いわゆる「職種番号」とは異なるものである。

番号 (※ 1)	検定職種	個別に判断される基準		学科の例
		学科試験	実技試験	
29	建築板金	「建築板金加工法一般」 又は下記のいずれか 「内外装板金施工法」 「ダクト板金施工法」	下記のいずれか 「内外装板金作業」 「ダクト板金作業」	機械科 建築科
30	工場板金	「工場板金加工法一般」及び「機械工作法」 又は下記のいずれか 「曲げ板金加工法」 「打出し板金加工法」 「機械板金加工法」 「数値制御タレットパンチプレス板金加工法」	下記のいずれか 「曲げ板金作業」 「打出し板金作業」 「機械板金作業」 「数値制御タレットパンチプレス板金作業」	機械科
31	めつき	「めつき一般」 又は下記のいずれか 「電気めつき作業法」 「溶融亜鉛めつき作業法」	下記のいずれか 「電気めつき作業」 「溶融亜鉛めつき作業」	金属工学科 工業化学科 化学工学科
32	アルミニウム陽極酸化処理	「陽極酸化処理一般」及び「陽極酸化処理作業法」	「陽極酸化処理作業」	金属工学科 工業化学科 化学工学科
33	溶射	「溶射一般」 又は下記のいずれか 「防食溶射法」 「肉盛溶射法」	下記のいずれか 「防食溶射作業」 「肉盛溶射作業」	
34	金属ばね製造	「ばね一般」 又は下記のいずれか 「線ばね製造法」 「薄板ばね製造法」	下記のいずれか 「線ばね製造作業」 「薄板ばね製造作業」	機械科 金属工学科 電子科 電気科
35	ロープ加工	「ロープ一般」及び「ロープ加工法」	「ロープ加工作業」	金属科
36	仕上げ	「仕上げ法」及び「機械工作法」 又は下記のいずれか 「治工具仕上げ法」 「金型仕上げ法」 「機械組立仕上げ法」	下記のいずれか 「治工具仕上げ作業」 「金型仕上げ作業」 「機械組立仕上げ作業」	機械科
37	切削工具研削	「研削一般」 又は下記のいずれか 「工作機械用切削工具研削法」 「超硬刃物研磨法」	下記のいずれか 「工作機械用切削工具研削作業」 「超硬刃物研磨作業」	機械科 木材加工科
38	機械検査	「測定法」及び「検査法」	「機械検査作業」	機械科
39	ダイカスト	「ダイカスト法」	下記のいずれか 「ホットチャンバダイカスト作業」 「コールドチャンバダイカスト作業」	や金科 金属工学科 機械科

注意：本表は「検定職種に関する」についてその対応関係のみを示したものであり、受験資格の判断に当たっては、実務経験年数等の所要の要件を適切に確認することが必要である。

：本表のほか、職業能力開発促進法施行規則第64条の2第2項第8号、第64条の3第3項第3号並びに第64条の6第2項第2号及び第3項第3号の厚生労働大臣が指定する専修学校又は各種学校はそれぞれ職業能力開発促進法施行規則第四十五条の二第二項第九号等の規定に基づき厚生労働大臣が指定する専修学校又は各種学校を定める告示（昭和54年労働省告示第112号）の別表第3又は別表第4のとおりである。

※1 検定職種欄における番号は、施行規則別表第11の3の3において規定される検定職種順に便宜的に付与したものであり、いわゆる「職種番号」とは異なるものである。

番号 (※ 1)	検定職種	個別に判断される基準		学科の例
		学科試験	実技試験	
41	電子回路接続	「電子回路接続法」	「電子回路接続作業」	機械科 電子科 電気科
42	電子機器組立て	「電子機器」及び「組立て法」	「電子機器組立て作業」	電子科 電気科
43	電気機器組立て	「電気機器組立て一般」 又は下記のいずれか 「回転電機組立て法」 「変圧器組立て法」 「配電盤・制御盤組立て法」 「開閉制御器具組立て法」 「回転電機巻線製作法」	下記のいずれか 「回転電機組立て作業」 「変圧器組立て作業」 「配電盤・制御盤組立て作業」 「開閉制御器具組立て作業」 「回転電機巻線製作作業」	電子科 電気科
44	シーケンス制御	「シーケンス制御法」	「シーケンス制御作業」	電子科 電気科
45	半導体製品製造	「半導体一般」及び「半導体製品製造法一般」 又は下記のいずれか 「集積回路チップ製造法」 「集積回路組立て法」	下記のいずれか 「集積回路チップ製造作業」 「集積回路組立て作業」	機械科 電子科 電気科
46	プリント配線板製造	「プリント配線板一般」及び「プリント配線板製造法一般」 又は下記のいずれか 「プリント配線板設計法」 「プリント配線板製造法」	下記のいずれか 「プリント配線板設計作業」 「プリント配線板製造作業」	電子科 電気科
47	自動販売機調整	「自動販売機」及び「自動販売機調整法」	「自動販売機調整作業」	電子科 電気科
48	産業車両整備	「産業車両」及び「産業車両整備法」	「産業車両整備作業」	機械科
49	鉄道車両製造・整備	「鉄道車両一般」 又は下記のいずれか 「機器ぎ装法」 「内部ぎ装法」 「配管ぎ装法」 「電気ぎ装法」 「鉄道車両現図製作法」 「走行装置整備法」 「原動機整備法」 「鉄道車両点検・調整法」	下記のいずれか 「機器ぎ装作業」 「内部ぎ装作業」 「配管ぎ装作業」 「電気ぎ装作業」 「鉄道車両現図作業」 「走行装置整備作業」 「原動機整備作業」 「鉄道車両点検・調整作業」	機械科 電気科 造船科 自動車科

注意：本表は「検定職種に関する」についてその対応関係のみを示したものであり、受験資格の判断に当たっては、実務経験年数等の所要の要件を適切に確認することが必要である。

：本表のほか、職業能力開発促進法施行規則第64条の2第2項第8号、第64条の3第3項第3号並びに第64条の6第2項第2号及び第3項第3号の厚生労働大臣が指定する専修学校又は各種学校はそれぞれ職業能力開発促進法施行規則第四十五条の二第二項第九号等の規定に基づき厚生労働大臣が指定する専修学校又は各種学校を定める告示（昭和54年労働省告示第112号）の別表第3又は別表第4のとおりである。

※1 検定職種欄における番号は、施行規則別表第11の3の3において規定される検定職種順に便宜的に付与したものであり、いわゆる「職種番号」とは異なるものである。

番号 (※ 1)	検定職種	個別に判断される基準		学科の例
		学科試験	実技試験	
50	時計修理	「時計」及び「時計修理法」	「時計修理作業」	機械科 電子科 電気科
51	光学機器製造	「光学一般」及び「光学機器製造一般」 又は下記のいずれか 「光学ガラス研磨法」 「光学機器組立て法」	下記のいずれか 「光学ガラス研磨作業」 「光学機器組立て作業」	機械科 物理学科
52	内燃機関組立て	「内燃機関」及び「内燃機関組立て法」	「量産形内燃機関組立て作業」	自動車科
53	空気圧装置組立て	「空気圧装置一般」及び「空気圧装置組立て法」	「空気圧装置組立て作業」	機械科
54	油圧装置調整	「油圧装置一般」及び「油圧装置調整法」	「油圧装置調整作業」	機械科
55	縫製機械整備	「縫製機械」及び「縫製機械調整法」	「縫製機械整備作業」	機械科 被服科
56	建設機械整備	「建設機械」及び「建設機械整備法」	「建設機械整備作業」	機械科
57	農業機械整備	「農業機械一般」及び「農業機械整備法」	「農業機械整備作業」	機械科
58	冷凍空調和機器施工	「冷凍空調和一般」及び「施工法」	「冷凍空調和機器施工作業」	設備科
59	染色	「染色加工一般」 又は下記のいずれか 「糸浸染加工法」 「織物・ニット浸染加工法」 「染色補正法」	下記のいずれか 「糸浸染作業」 「織物・ニット浸染作業」 「染色補正作業」	染色科
60	ニット製品製造	「ニット製品一般」 又は下記のいずれか 「丸編みニット製造法」 「靴下製造法」	下記のいずれか 「丸編みニット製造作業」 「靴下製造作業」	紡織科
61	婦人子供服製造	「婦人子供服一般」 又は、下記のいずれか 「婦人子供注文服製作法」 「婦人子供既製服製造法」	下記のいずれか 「婦人子供注文服製作作業（礼服を除く。）」 「婦人子供既製服パターンメイキング作業」 「婦人子供既製服縫製作業」	被服科 服装科 洋裁科
62	紳士服製造	「紳士服一般」及び「紳士既製服製造法」	「紳士既製服製造作業」	被服科
63	和裁	「和服製作法」及び「和服一般」	「和服製作作業」	被服科 服飾科 和裁科
64	寝具製作	「寝具製作法」及び「寝具一般」	「寝具製作作業」	被服科
65	帆布製品製造	「帆布製品製造法」及び「帆布製品一般」	「帆布製品製造作業」	被服科
66	布はく縫製	「布はく縫製品製造法」	下記のいずれか 「ワイシャツ製造作業」 「衛生白衣製造作業」	被服科

注意：本表は「検定職種に関する」についてその対応関係のみを示したものであり、受験資格の判断に当たっては、実務経験年数等の所要の要件を適切に確認することが必要である。

：本表のほか、職業能力開発促進法施行規則第64条の2第2項第8号、第64条の3第3項第3号並びに第64条の6第2項第2号及び第3項第3号の厚生労働大臣が指定する専修学校又は各種学校はそれぞれ職業能力開発促進法施行規則第四十五条の二第二項第九号等の規定に基づき厚生労働大臣が指定する専修学校又は各種学校を定める告示（昭和54年労働省告示第112号）の別表第3又は別表第4のとおりである。

※1 検定職種欄における番号は、施行規則別表第11の3の3において規定される検定職種順に便宜的に付与したものであり、いわゆる「職種番号」とは異なるものである。

番号 (※ 1)	検定職種	個別に判断される基準		学科の例
		学科試験	実技試験	
67	機械木工	下記のいずれか 「木工機械一般」 「木工工作法一般」 「木工機械作業法」 「機械木工法」 「木工機械整備法」	下記のいずれか 「機械木工作業」 「木工機械整備作業」	機械科 建築科 工芸科
68	家具製作	「家具一般」 又は下記のいずれか 「家具手加工作業法」 「家具機械加工作業法」 「いす張り作業法」	下記のいずれか 「家具手加工作業」 「家具機械加工作業」 「いす張り作業」	工芸科
69	建具製作	「建具一般」 又は下記のいずれか 「木製建具手加工作業法」 「木製建具機械加工作業法」	下記のいずれか 「木製建具手加工作業」 「木製建具機械加工作業」	建築科 工芸科
70	紙器・段ボール箱製造	「紙器・段ボール箱製造一般」 又は下記のいずれか 「印刷箱製造法」 「貼箱製造法」 「段ボール箱製造法」	下記のいずれか 「印刷箱打抜き作業」 「印刷箱製箱作業」 「貼箱製造作業」 「段ボール箱製造作業」	
71	ブリプレス	「ブリプレス、印刷及び製本一般」 又は 「DTP法」	「DTP作業」	印刷科
72	印刷	「印刷、製版及び製本一般」	「オフセット印刷作業」	印刷科
73	製本	「製本法一般」	「製本作業」	印刷科
74	プラスチック成形	「プラスチック成形法一般」 又は下記のいずれか 「圧縮成形法」 「射出成形法」 「インフレーション成形法」 「ブロー成形法」 「真空成形法」	下記のいずれか 「圧縮成形作業」 「射出成形作業」 「インフレーション成形作業」 「ブロー成形作業」 「真空成形作業」	機械科 電気科 工業化学科
75	強化プラスチック成形	「強化プラスチック成形一般」 又は下記のいずれか 「積層成形法」 「積層防食法」	下記のいずれか 「手積み積層成形作業」 「エポキシ樹脂積層成形作業」 「ビニルエステル樹脂積層防食作業」	工業化学科

注意：本表は「検定職種に関する」についてその対応関係のみを示したものであり、受験資格の判断に当たっては、実務経験年数等の所要の要件を適切に確認することが必要である。

：本表のほか、職業能力開発促進法施行規則第64条の2第2項第8号、第64条の3第3項第3号並びに第64条の6第2項第2号及び第3項第3号の厚生労働大臣が指定する専修学校又は各種学校はそれぞれ職業能力開発促進法施行規則第四十五条の二第二項第九号等の規定に基づき厚生労働大臣が指定する専修学校又は各種学校を定める告示（昭和54年労働省告示第112号）の別表第3又は別表第4のとおりである。

※1 検定職種欄における番号は、施行規則別表第11の3の3において規定される検定職種順に便宜的に付与したものであり、いわゆる「職種番号」とは異なるものである。

番号 (※ 1)	検定職種	個別に判断される基準		学科の例
		学科試験	実技試験	
76	石材施工	「施工法一般」 又は下記のいずれか 「石材加工法」 「石張り施工法」 「石積み施工法」	下記のいずれか 「石材加工作業」 「石張り作業」 「石積み作業」	建築科 土木科
77	パン製造	「パン一般」及び「パン製造法」	「パン製造作業」	菓子科 製パン科
78	菓子製造	「菓子一般」 又は下記のいずれか 「洋菓子製造法」 「和菓子製造法」	下記のいずれか 「洋菓子製造作業」 「和菓子製造作業」	菓子科 製菓科
79	製麺	「麺一般」 又は下記のいずれか 「機械生麺製造法」 「機械乾麺製造法」 「手延べ干し麺製造法」	下記のいずれか 「機械生麺製造作業」 「機械乾麺製造作業」 「手延べ干し麺製造作業」	農業化学科 食品科 食品工学科
80	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	「ハム・ソーセージ・ベーコン製造法」	「ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業」	畜産科
81	水産練り製品製造	「水産練り製品一般」及び「かまぼこ製品製造法」	「かまぼこ製品製造作業」	水産製造科
82	みそ製造	「みそ製造法」	「みそ製造作業」	発酵科 農芸化学科
83	酒造	「清酒製造法」	「清酒製造作業」	発酵科
85	建築大工	下記のすべて 「建築構造」 「規矩術」 「施工法」	「大工工事作業」	建築科 大工科
86	枠組壁建築	下記のすべて 「建築構造」 「規矩術」 「施工法」	「枠組壁工事作業」	建築科
87	かわらぶき	「屋根」及び「施工法」	「かわらぶき作業」	建築科
88	とび	「施工法」及び「建築構造」	「とび作業」	建築科
89	左官	「施工法」	「左官作業」	建築科
90	築炉	「築炉作業法」及び「炉」	「築炉作業」	建築科
91	ブロック建築	「建築構造」及び「施工法」	「コンクリートブロック工事作業」	建築科
92	エーエルシーパネル施工	「施工法」	「エーエルシーパネル工事作業」	建築科
93	タイル張り	「施工法」	「タイル張り作業」	建築科
94	畳製作	「畳及び材料」及び「施工法」	「畳製作作業」	

注意：本表は「検定職種に関する」についてその対応関係のみを示したものであり、受検資格の判断に当たっては、実務経験年数等の所要の要件を適切に確認することが必要である。

：本表のほか、職業能力開発促進法施行規則第64条の2第2項第8号、第64条の3第3項第3号並びに第64条の6第2項第2号及び第3項第3号の厚生労働大臣が指定する専修学校又は各種学校はそれぞれ職業能力開発促進法施行規則第四十五条の二第二項第九号等の規定に基づき厚生労働大臣が指定する専修学校又は各種学校を定める告示（昭和54年労働省告示第112号）の別表第3又は別表第4のとおりである。

※1 検定職種欄における番号は、施行規則別表第11の3の3において規定される検定職種順に便宜的に付与したものであり、いわゆる「職種番号」とは異なるものである。

番号 (※ 1)	検定職種	個別に判断される基準		学科の例
		学科試験	実技試験	
95	配管	「施工法一般」 又は下記のいずれか 「建築配管施工法」 「プラント配管施工法」	下記のいずれか 「建築配管作業」 「プラント配管作業」	機械科 造船科 建築科
96	ちゅう 厨房設備施工	「施工法」及び「厨房関連設備」	「厨房設備施工作業」	設備工業科
97	型枠施工	「施工法」及び「建築構造及び土木構造」	「型枠工事作業」	建築科 土木科
98	鉄筋施工	「建築構造」及び「施工法」	下記のいずれか 「鉄筋施工図作成作業」 「鉄筋組立て作業」	建築科 土木科
99	コンクリート圧送施工	「施工法」及び「コンクリートの圧送性」	「コンクリート圧送工事作業」	建築科 土木科
100	防水施工	「建設一般」 又は下記のいずれか 「アスファルト防水施工法」 「ウレタンゴム系塗膜防水施工法」 「アクリルゴム系塗膜防水施工法」 「合成ゴム系シート防水施工法」 「塩化ビニル系シート防水施工法」 「セメント系防水施工法」 「FRP防水施工法」 「改質アスファルトシートトーチ工法防水施工法」 「シーリング防水施工法」 「改質アスファルトシート常温粘着工法防水施工法」	下記のいずれか 「アスファルト防水工事作業」 「ウレタンゴム系塗膜防水工事作業」 「アクリルゴム系塗膜防水工事作業」 「合成ゴム系シート防水工事作業」 「塩化ビニル系シート防水工事作業」 「セメント系防水工事作業」 「シーリング防水工事作業」 「FRP防水工事作業」 「改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業」 「改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業」	建築科
101	樹脂接着剤注入施工	「施工法」	「樹脂接着剤注入工事作業」	建築科
102	内装仕上げ施工	「内装仕上げ一般」及び「建築構造」 又は下記のいずれか 「プラスチック系床仕上げ施工法」 「カーペット系床仕上げ施工法」 「木質系床仕上げ施工法」 「鋼製下地施工法」 「ボード仕上げ施工法」 「カーテン施工法」 「化粧フィルム施工法」	下記のいずれか 「プラスチック系床仕上げ工事作業」 「カーペット系床仕上げ工事作業」 「木質系床仕上げ工事作業」 「鋼製下地工事作業」 「ボード仕上げ工事作業」 「カーテン工事作業」 「化粧フィルム工事作業」	建築科
103	熱絶縁施工	「熱絶縁」 又は下記のいずれか 「保温保冷施工法」 「吹付け硬質ウレタンフォーム断熱施工法」	下記のいずれか 「保温保冷工事作業」 「吹付け硬質ウレタンフォーム断熱工事作業」	設備科 造船科 工業化学科 化学工学科 建築科
104	カーテンウォール施工	「カーテンウォール一般」及び「施工法」	「金属製カーテンウォール工事作業」	建築科

注意：本表は「検定職種に関する」についてその対応関係のみを示したものであり、受験資格の判断に当たっては、実務経験年数等の所要の要件を適切に確認することが必要である。

：本表のほか、職業能力開発促進法施行規則第64条の2第2項第8号、第64条の3第3項第3号並びに第64条の6第2項第2号及び第3項第3号の厚生労働大臣が指定する専修学校又は各種学校はそれぞれ職業能力開発促進法施行規則第四十五条の二第二項第九号等の規定に基づき厚生労働大臣が指定する専修学校又は各種学校を定める告示（昭和54年労働省告示第112号）の別表第3又は別表第4のとおりである。

※1 検定職種欄における番号は、施行規則別表第11の3の3において規定される検定職種順に便宜的に付与したものであり、いわゆる「職種番号」とは異なるものである。

番号 (※ 1)	検定職種	個別に判断される基準		学科の例
		学科試験	実技試験	
105	サッシ施工	「サッシ施工法」及び「建築構造」	「ビル用サッシ施工作業」	建築科
106	自動ドア施工	「自動ドア一般」及び「施工法」	「自動ドア施工作業」	機械科 電子科 電気科 建築科
108	バルコニー施工	「バルコニー一般」及び「施工法」	「金属製バルコニー工工作業」	建築科
109	ガラス施工	「施工法」	「ガラス工工作業」	建築科
110	ウェルポイント施工	「地下工事一般」及び「施工法」	「ウェルポイント工工作業」	土木科 建築科
111	テクニカルイラストレー ション	「製図」及び「立体図」 又は 「立体図作成法」	下記のいずれか 「テクニカルイラストレーション手書き作業」 「テクニカルイラストレーションC A D作業」	機械科 電気科 建築科
112	機械・プラント製図	「製図一般」 又は下記のいずれか 「機械製図法」 「プラント配管製図法」	下記のいずれか 「機械製図手書き作業」 「機械製図C A D作業」 「プラント配管製図作業」	機械科 金属工学科 溶接工学科 化学工学科 工業化学科
113	電気製図	「製図」及び「配電盤・制御盤一般」	「配電盤・制御盤製図作業」	電気科
114	化学分析	「化学分析法」	「化学分析作業」	工業化学科 化学工学科 農芸化学科
115	金属材料試験	「金属材料試験法一般」 又は下記のいずれか 「機械試験法」 「組織試験法」	下記のいずれか 「機械試験作業」 「組織試験作業」	金属工学科 機械科
116	貴金属装身具製作	「貴金属装身具製作法」	「貴金属装身具製作作業」	金属工芸科
117	印章彫刻	「印章一般」及び「印章彫刻法一般」 又は 「木口彫刻法」	「木口彫刻作業」	
119	表装	「表装一般」 又は下記のいずれか 「表具工作法」 「壁装施工法」	下記のいずれか 「表具作業」 「壁装作業」	工芸科

注意：本表は「検定職種に関する」についてその対応関係のみを示したものであり、受験資格の判断に当たっては、実務経験年数等の所要の要件を適切に確認することが必要である。

：本表のほか、職業能力開発促進法施行規則第64条の2第2項第8号、第64条の3第3項第3号並びに第64条の6第2項第2号及び第3項第3号の厚生労働大臣が指定する専修学校又は各種学校はそれぞれ職業能力開発促進法施行規則第四十五条の二第二項第九号等の規定に基づき厚生労働大臣が指定する専修学校又は各種学校を定める告示（昭和54年労働省告示第112号）の別表第3又は別表第4のとおりである。

※1 検定職種欄における番号は、施行規則別表第11の3の3において規定される検定職種順に便宜的に付与したものであり、いわゆる「職種番号」とは異なるものである。

番号 (※ 1)	検定職種	個別に判断される基準		学科の例
		学科試験	実技試験	
120	塗装	「塗装一般」 又は下記のいずれか 「木工塗装法」 「建築塗装法」 「金属塗装法」 「鋼橋塗装法」 「噴霧塗装法」	下記のいずれか 「木工塗装作業」 「建築塗装作業」 「金属塗装作業」 「鋼橋塗装作業」 「噴霧塗装作業」	建築科 工芸科 塗装科
121	路面標示施工	「路面標示施工法一般」 又は下記のいずれか 「溶融ペイントハンドマーカース施工法」 「加熱ペイントマシンマーカース施工法」	下記のいずれか 「溶融ペイントハンドマーカース工作業」 「加熱ペイントマシンマーカース工作業」	塗装科
122	塗料調色	「調色作業法」	「調色作業」	塗装科
123	広告美術仕上げ	「施工法一般」 又は下記のいずれか 「広告板ペイント仕上げ法」 「広告板プラスチック仕上げ法」 「広告板粘着シート仕上げ法」	下記のいずれか 「広告面ペイント仕上げ作業」 「広告面プラスチック仕上げ作業」 「広告面粘着シート仕上げ作業」	工芸科 デザイン科
124	義肢・装具製作	「義肢及び装具一般」 又は下記のいずれか 「義肢製作法」 「装具製作法」	下記のいずれか 「義肢製作作業」 「装具製作作業」	理学療法学科
125	舞台機構調整	「舞台一般」及び「音響機構調整法」	「音響機構調整作業」	電子科 電気科 音響芸術科
126	工業包装	「包装一般」	「工業包装作業」	
127	写真	「写真一般」及び「写真機材」 又は 「肖像写真デジタル制作法」	「肖像写真デジタル制作法」	写真科
131	産業洗浄	「産業洗浄一般」 又は下記のいずれか 「高圧洗浄法」 「化学洗浄法」	下記のいずれか 「高圧洗浄作業」 「化学洗浄作業」	機械科 工業化学科 土木科 金属工学科
132	商品装飾展示	「商品装飾展示法」	「商品装飾展示作業」	デザイン科 工芸科 美術科 造形科
133	フラワー装飾	「フラワー装飾作業法」	「フラワー装飾作業」	園芸科 フラワーデザイン科 フラワービジネス科